

貴自治体名 刈谷市懇談日時 10月 22 日(水) 午前10時30分～11時30分懇談会場 刈谷市役所本庁舎7階 701会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 税の滞納について 担当課(納税推進室)電話(0566-62-1007)FAX(0566-62-1203)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ( )ある (○)ない  
 ②滞納者の件数( 10,179 )件  
 ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)  
 1)徴収の猶予について 申請件数( 0 )件 許可件数( 0 )件  
 2)換価の猶予の適用件数( 0 )件  
 3)滞納処分の停止の適用件数( 1,014 )件  
 ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)( 110 )件 (平成25年度実績)  
 ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

市税滞納額が50万円以上の高額かつ困難な案件を対象としています。ただし、高額滞納案件であっても、収入や資産がない場合は対象としておりません。

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか  
 (○)引き継ぐ ( )引き継がない

【2】1. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0566-62-1038)FAX(0566-24-2466)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について  
 2013年度相談件数( 538 )件、申請件数( 111 )件、そのうち保護開始件数( 97 )件  
 ②2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 ( 629 )世帯 ( 870 )人  
 ③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
○	介護保険料	人
○	高額介護サービス費利用負担上限額	人
○	自立支援医療の負担上限	人
○	障害福祉サービスの負担上限	人
○	医療保険の自己負担限度額	人
○	保育料	人
○	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
○	児童入所施設措置の徴収金	人
○	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の非課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
○	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

※以下は市のみお答えください

④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	10人	1年 1カ月	0人	64世帯	89人
2014年4月1日現在	10人	年 11カ月	0人	62世帯	86人

- ⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について  
警察官OBの配置ありますか (○)ある ( )ない  
「ある」場合 配置している人数( 1 )人 ※今年度の人数をご記入ください  
配置を開始した年月( 24 )年( 11 )月  
その職員が担当している業務( 相談補助 )  
「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( )検討中  
計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月)( )人

- ⑥生活困窮者自立支援のための事業について  
1)実施しているものに○印をつけてください。  
( )自立相談支援事業 (○)住宅確保給付金の支給 ( )就労準備支援事業  
( )一時生活支援事業 ( )家計相談支援事業 ( )学習支援事業  
( )その他(記述: )  
2)運営形態について (○)直営 ( )委託 → 委託先( )  
3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( 0 )カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(長寿課)電話(0566-62-1013)FAX(0566-24-2466)

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( )ない (○)ある→実施年月(2012年4月)2013年度実績( 0 )件( 0 )円  
②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。  
( )ない (○)ある→実施年月(2001年10月)2013年度実績( 203 )件( 759,861 )円  
③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 198 )人(2014年8月1日現在)  
④介護給付費準備基金について  
2012年度末の残高( 196,213 )千円  
2013年度末の残高( 111,901 )千円 ※決算前の場合は見込み額を記入  
⑤地域包括支援センター設置数( 4 )箇所 直営( )箇所、委託( 4 )箇所  
職員配置人数( 5 )人 正職員( 3 )人、非正規職員( 2 )人  
※1センターあたりの配置基準  
⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
(○)実施している → 実施年月日(2006年4月1日) 2013年度実績( 382 )件  
( )検討中である ( )実施の予定がない  
⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
(○)実施している → 実施年月日( 2012年 10月 1日) 2013年度実績( 417 )件  
( )検討中である ( )実施の予定がない  
⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。  
( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2013年度実績( )件  
( )検討中である (○)実施の予定がない  
⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	一般食(昼食週1回、夕食週2回)、調整食(夕食週5回)
	1日平均利用者数(2013年度)	一般食:総延べ食事数(27,763)食÷年間配食日数(153)日=1日当たり平均(181)食 治療食:総延べ食事数(19,446)食÷年間配食日数(257)日=1日当たり平均(76)食
	1食あたりの助成額	一般食 400円、調整食 450円
	1食あたりの利用者負担額	一般食 300円、調整食 350円
	実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
会食方式	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である		
対象事業の名称	高齢者単身世帯等戸別収集事業		
対象者の要件	次の①～④を満たす世帯 ①市内在住 ②自力でゴミ等を運ぶことが困難 ③親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難 ④・要介護認定を受けている人でひとり暮らしの世帯 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている人でひとり暮らしの世帯 ・その他特に必要と認める世帯		
1か月平均利用者実数(2013年度)	44件		

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である		
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	180,000円	
	利用者実数(2013年度)	223人	
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	市民税が非課税の65歳以上の高齢者のみの世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない高齢者	
助成額	90,000円	利用者実数(2013年度)	6人

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

- ・緊急通報システム・・・ひとり暮らし高齢者の安全確保と不安解消のため、急病などの緊急時にボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システム機器を自宅に設置する。
- ・福祉電話(声の訪問)・・・ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、民生児童委員が電話による定期的な声の訪問を行う。
- ・友愛訪問・・・ひとり暮らし高齢者の自宅に老人クラブ会員等が訪問し、話し相手になるとともに安否確認を行う。
- ・配食サービス・・・見守りが必要で、食事の支度が困難な高齢者のみ世帯に対し、定期的に自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である		
	地域巡回バスの名称	刈谷市公共施設連絡バス		
	利用料	無料		
	その他特記事項			
	2013年度の運行実績	6路線運行、利用人数 652,833人		
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である		
	高齢者	各対象者の要件及び助成内容		
	障がい者	※要介護認定者欄に記載 ・福祉タクシー 対象者:市内在住の身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B判定所持者、精神保健福祉手帳1・2級所持者のうち、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない人 助成内容:一般タクシー430円～700円、福祉タクシー小型2,310円～2,930円、中型2,680円～3,240円、大型2,980円～3,900円を上限とした利用券を1ヶ月につき3枚		

要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者タクシー 対象者:要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する65歳以上の在宅の人 助成内容:当該タクシーの初乗運賃(最大700円)を上限とした利用券を1か月につき3枚</li> <li>・介護タクシー 対象者:要介護1以上で、特殊車両(車いす昇降機・寝台付き車両)の必要な65歳以上の在宅の人 助成内容:定額(車種・地域ごと)の利用券を1か月につき3枚</li> </ul>
2013年度の助成実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー:1,580人</li> <li>・高齢者タクシー:164人</li> <li>・介護タクシー:251人</li> </ul>

⑭ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
実施事業の名称	老人いこいの場設整備運営事業
助成対象	各老人いこいの場(助成ではなく運営委託料を交付している)
助成金について	金額(8,000)円 → ( )年額 (○)月額 ( )1回のみ
助成箇所数	34箇所

⑮ 介護認定者の障がい者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2013年度実績)は ( 430 )枚

2) 認定書は(○)毎年発行している

( )1回発行すれば翌年以降も使える

3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( ○ )申請書を送付している → 2013年度( 241 )件

( )認定書を送付している → 2013年度( )件

( )自動的には送付していない。

4) 認定書の発行の条件

( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( )介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( ○ )次のような方法で判断している(要介護1以上について認定基準に基づいて審査発行)

⑯ 介護保険サービス利用人数について ( 3,205 )人( 2014年 6月 現在利用分)

⑰ 介護保険支給限度基準額超過者の人数について ( 72 )人( 2014年 6月 現在利用分)

⑱ 施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している ( ○ )助成していない

⑲ 紙おむつ、衛生用品の費用助成について ( ○ )助成している ( )助成していない

⑳ 介護保険における通院時の院内介助について ( ○ )認めている ( )認めていない

㉑ 入院時の介護保険のヘルパー派遣について ( )認めている ( ○ )認めていない

㉒ 新しい総合事業について

1) 「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス</li> <li>・NPO、民間事業者等によるミニデイサービス、掃除・洗濯等の生活支援サービス</li> <li>・コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場</li> </ul>
---

2) 実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください(担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

担当課は長寿課になりますが、その他については未定です。
-----------------------------

3. 高齢者医療など 担当課( 国保年金課 )電話(0566-62-1207)FAX(0566-24-2466)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(  )対象にしている (  )縮小して対象にしている (  )県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| ・精神障害者医療 | (自立支援医療なし・精神障害者保健福祉手帳あり) |
| ・ " (通院) | (自立支援医療あり・精神障害者保健福祉手帳なし) |
| ・ " (入院) | (自立支援医療なし・精神障害者保健福祉手帳なし) |

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 ( 12,046 )人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 1,875 )人

内〔ひとり暮らし非課税者( 233 )人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者( 101 )人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数( 30 )人 短期保険証発行人数( 7 )人

差し押さえ(2013年度)件数( 0 )件、金額( 0 )円

4. 子育て支援策 担当課( )電話( )FAX( )

※2014年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

【生活福祉課】

- |                      |
|----------------------|
| ・対象年齢:中学校卒業まで        |
| ・対象者:子どもの保護者         |
| ・入院、入院外の区分:入院、入院外ともに |
| ・現物給付、償還払の区分:現物給付    |
| ・所得制限:なし             |

②就学援助【学校教育課】

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(  )入学説明会 (  )入学式 (  )始業式 (  )ホームページ (  )市広報  
(  )その他(PTA総会 )

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

児童扶養手当の認定基準を目安としておりますが、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査をしております。
---

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

(  )就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】

(  )何もしていない

(  )その他(下欄にご記入ください)

本市では、準要保護の認定につきましては、生活保護基準を判断の基準に用いず、「児童扶養手当受給世帯」などの別の認定基準を設けておりますので、就学援助制度への影響はございません。
---

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 2,300,000 )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 3,060,000 )円

5)申請書の受付先 (  )市町村窓口 (  )学校 (  )市町村窓口と学校のどちらでも可

6)民生委員の証明は必要ですか (  )必要である (  )必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	704 人	685 人
受給割合	5.4%	5.4%
支給額	49,782,870 円	48,417,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (  )現物支給 (  )償還払い (  )その他

9) 就学援助の項目について

- ( ) 学用品費 ( ) 体育実技用具費 ( ) 入学準備金 ( ) 通学用品費 ( ) 通学費  
 ( ) 修学旅行費 ( ) クラブ活動費 ( ) 生徒会費 ( ) PTA会費 ( ) 給食費  
 ( ) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ( ) 校外活動費(宿泊を伴うもの) ( ) 医療費  
 ( ) 日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ ( ) 卒業記念品  
 ( ) その他( )

③ 学校給食について(2014年度)【教育総務課、学校教育課】

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。  
 ( ) 食べられている ( ) 未納者には給食支給を停止している ( ) その他  
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に就学援助制度の申請を勧めています。  
 申請が認められれば給食費が支給されます。

- 2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

特になし

- 3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	15校	校	校	6校	9校	220円
中学校	6校	校	校	3校	3校	250円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)【子育て支援課】

- 1) 件数( 23 )件 対応職員( 5 )人、うち専門職( 3 )人  
 2) 専門職の職種について ( ) 児童福祉司 ( ) 社会福祉士 ( ) 臨床心理士 ( ) 保健師  
 ( ) 保育士 ( ) その他( 家庭児童相談員 )

- 3) 現状に対する課題

全国における児童虐待相談の対応件数は年々増加をしており、虐待に至る前の発生予防、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が非常に大切であり、関係機関との連携強化が求められる。

- 4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

要保護者対策地域協議会において実務者会議、ケース検討会議の開催や関係機関を対象とした研修会を行っている。  
 また、平成24年度から母親の孤立化を防止する目的で、育児ママ訪問サポートを実施している。

⑤ 保育について【子ども課】

- 1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

認可保育所の増設や増改築による受入児童の増加

- 2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

家庭的保育者の資格、家庭的保育事業や小規模保育事業・事業所内保育事業の職員数、事業所内保育事業の設備規準

5. 国民健康保険 担当課( 国保年金課 )電話(0566-62-1206)FAX(0566-24-2466)

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( 7.0 )%	× ( 7.0 )%	× ( 7.0 )%
	資産割	固定資産税額	× ( 0.0 )%	× ( 0.0 )%	× ( 0.0 )%
	均等割	加入者1人につき	30,000円	30,000円	30,000円
	平等割	1世帯につき	24,000円	24,000円	24,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			87,645円	86,111円	86,674円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			18,501円	12,974円	16,473円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	97,500円	187,700円	265,500円
	介護分	24,600円	50,200円	73,200円
	後期高齢者支援分	21,300円	44,300円	65,300円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	93,100円	160,500円	213,500円
	後期高齢者支援分	20,900円	40,300円	57,300円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	81,500円	134,500円	187,500円
	後期高齢者支援分	19,300円	36,300円	53,300円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・生活保護を受けた場合
- ・災害により住宅・家財の価格の3/10以上の損害を受けた場合
- ・世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下に減少すると認められる場合
- ・賦課期日現在、下記のいずれかに該当する被保険者を含む世帯
  - (1)身体障害者1、2、3級 4級(じん臓機能障害・進行性筋萎縮症) 5・6級(進行性筋萎縮症)
  - (2)療育手帳の判定「A」、または「B」の知的障害者
  - (3)精神科医師に自閉症状群と診断された者
  - (4)戦傷病者手帳を交付された者
- ・賦課期日現在、刈谷市母子家庭等医療費支給条例・第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- 世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下、世帯内の合計所得が300万円以下に減少すると認められる場合、所得割額の1/2。

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 1)資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない (○) 交付している→( 1 )世帯
- 2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
( ) 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他
- 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数  
世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人
- 4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
(○) 国の基準どおり実施している  
( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
( ) 高校生世代以下の子どものいる世帯  
( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( ) 病弱者のいる世帯  
( ) 次の場合は、交付対象から除外している。

5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

- 医療を受ける必要が生じた場合に世帯主から医療機関に対する医療費の支払いが困難である旨の申出があったとき。

⑤短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( 456 )人 ・4カ月( )人  
 ・5カ月( )人 ・6カ月( 1,192 )人 ・1年( 48 )人 ・その他( )

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

- |   |
|---|
| ・1年:滞納分を1年以内に完納見込み<br>・6カ月:分納約束が守られているとき<br>・3カ月:分納約束が守られていないとき |
|---|

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(  ) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1)差し押さえの基準(督促・催告・財産調査等通知を送付しても反応がない場合。また反応があっても納付がない場合。)

2)分納者への対応(分納履行者に対しても財産調査し、財産有なら差押執行。ただし事前通知はする。)

3)予告通知書の発行( 555 )件

4)差押え件数 不動産( 6 )件 預貯金( 327 )件 生命保険( 6 )件(内学資保険( )件)  
 その他( 66 )件( 給与、税等の還付金 )

5)競売などによる現金化 ( 2 )件 ( 24,890 )円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 314 )人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 0 )人

3)その他

特になし
------

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

(  ) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(  ) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

3)2013年度の減免件数 ( 0 )件 減免金額 ( )円

⑨高額療養費について

( ) 自動払いしている (  ) 申請書を送付している ( ) 通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 ( ) 公開していない (  ) 公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (  ) ない ( ) ある → ( )人

6. 障害者施策

担当課( 福祉総務課 )電話(0566-62-1208)FAX(0566-24-3481)

①訪問系各サービスの支給状況について(87月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	155	176	20.4
重度訪問介護	13	584	201.6
行動援護	8	45	21.4
同行援護	26	51	16.9

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 85 )人 最多支給時間数( 73 )時間 平均支給時間数( 8.7 )時間

③訪問系サービスの支給基準 (  ) あり ( ) なし



- ④計画相談支援の7月利用実績 ( 69 )人  
 2014年度中の完全実施の見込み (○)あり ( )なし  
 計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

特になし

- ⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) ( 0 )%  
 障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) ( 26.4 )%
- ⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について
- 1) 介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について  
 ( )行っている ⇒(具体的に )  
 (○)行っていない
  - 2) 障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-Iに例示されたサービスに限定しているか。  
 (○)限定している  
 ( )独自で判断している ⇒(具体的に )
  - 3) 65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について  
 (○)65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。  
 ( )65歳到達後数ヵ月余裕を持たせている。⇒( )月  
 ( )その他 ⇒(具体的に )
  - 4) 要介護認定申請が遅れた場合の対応について  
 ( )65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る  
 ( )要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果がでるまで障害福祉サービスを支給する。  
 (○)その他 ⇒(具体的に 遅れることのないよう勧奨する )
- ⑦通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない  
 ⑧入院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

**7. 健診事業** 担当課(健康課)電話(0566-23-8877)FAX(0566-26-0505)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	<del>個別</del> ・集団	無料	<del>可</del> ・不可		可・不可		
がん検診	胃がん	<del>個別</del> ・集団	2,000円	<del>可</del> ・不可		可・不可	
	大腸がん	<del>個別</del> ・集団	500円	<del>可</del> ・不可		可・不可	
	肺がん	<del>個別</del> ・ <del>集団</del>	500円 (65~69歳 無料)	<del>可</del> ・不可	500円	<del>可</del> ・不可	
	子宮がん	<del>個別</del> ・集団	1,000円	<del>可</del> ・不可		可・不可	
	乳がん	超音波	<del>個別</del> ・ <del>集団</del>		可・不可	1,300円	<del>可</del> ・不可
		マンモグラフィー	<del>個別</del> ・ <del>集団</del>	2,000円	<del>可</del> ・不可	1,500円	<del>可</del> ・不可
	前立腺がん	<del>個別</del> ・集団	1,000円	<del>可</del> ・不可		可・不可	
歯周疾患	<del>個別</del> ・ <del>集団</del>	無料	可・不可		可・不可		

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について  
 (○)実施している ( )実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について  
 (○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる  
 ( )実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数  
 ( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる  
 (○)その他(30・40・45・50・55・60・65・70・75歳の年に受けられる。)

8. 任意予防接種の助成

担当課(健康課)電話(23-8877)FAX(26-0505)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	75歳以上及び75歳未満の後期高齢者医療保険に加入している人	3,000円	接種費用から助成額を引いた額	平成25年8月
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

上記の内容で、平成25年8月から始めたところであり、引続き実施をしていく予定です。

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

【企画政策課】

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」【納税推進室】

②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】

※別紙のとおり

③アンケート【2】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】

④アンケート【2】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書【長寿課】

※別紙のとおり

⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)【学校教育課】

⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)【国保年金課】

※別紙のとおり

⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【国保年金課】

⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

【企画政策課】

☆ご協力ありがとうございました